

大田区立入新井第一小学校 私的端末の使用に関する学校ルール

1 私的端末による児童の撮影は禁止

教職員は、私的端末（個人が所有するスマートフォンやカメラ、タブレット端末等の情報機器や録画機器）での児童の撮影を行わない。また、他の教職員が私的端末で児童を撮影している疑いを把握した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は証拠を保管したうえで速やかに教育委員会指導課に報告する。

2 私的端末の教室等への持ち込みは原則として禁止

教職員は管理職の許可なく私的端末を教室等（児童が日常の学校生活で使用する教室、更衣室、トイレ、体育館、校庭、プール等）へ持ち込まない。私的端末は校内の所定の場所（教職員が事務作業を行う教員室、事務室、校長室及び教職員ロッカー等）緊急時その他やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得る。

3 本学校ルールを年度当初に確認・周知

校長は年度当初に教職員に対し、本通知の内容を周知し、その遵守を徹底するよう年3回以上定期的に指導するとともに、児童、保護者及び地域に対しても周知する。

なお、学校所有の端末で撮影する場合であっても、事前に児童に撮影する旨を伝えるとともに、撮影した画像は管理職の許可なく学校外に持ち出さない。

以上のルールを全教職員が厳守し、こどもの安心・安全を守ります。

令和8年7月17日 大田区立入新井第一小学校

